

第2回 環境・利用部会（2003.3.27開催）結果概要

03.4.8 庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木）15：30～17：45

場 所：国立京都国際会館 1階 アネックスホール2（自然環境班、全体会議）/

2階 Room B - 1(水質班)/2階 Room B - 2(利用班)

参加者数：委員23名、他部会委員7名、オブザーバー1名、河川管理者17名、一般傍聴者106名

1 決定事項

- ・自然環境班および利用班では、次回部会にむけて、整備計画に書かなければならないことや説明資料の修正等についての意見を提出する。

2 審議の概要

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

部会の前半で自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて審議が行われ、その後全体で審議が行われた。

<検討班に分かれての審議>

各班で資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとにリーダーより本日の論点についての説明が行われた後、意見交換が行われた。班毎の審議の内容については、「4 主な意見」を参照。

<全体での審議>

各検討班のリーダーより各班での検討内容について報告が行われ、その後その内容についての意見交換が行われた。また、班別で検討する体制について、意見の整合性をとる必要がある等の意見が出た。主な意見については、「4 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取(全体会議にて実施)

一般傍聴者1名より「自然はデリケートなので河川環境の修復のための事業は、一気に施行せず成果を確認しながらゆっくりと少しずつ行ってほしい」との発言があった。

3 今後の予定

- ・第3回環境・利用部会を4月10日（木）13：30-16：30、第4回環境・利用部会を4月17日（木）13：30-16：30に開催する。

4 主な意見

部会の前半で自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて審議が行われ、その後全体で審議が行われた。

) 検討班に分かれての審議

a. 自然環境班

「提言の内容が説明資料（第1稿）に反映されているかどうか」という点に関して、意見交換が行われた。

- ・説明資料（第1稿）の「3. 河川整備の基本的な考え方として」には、「河川環境にこれまで及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る」とあるが、提言では「これ以上生物種を減少させない」「人間の生存に必須のものである生態系に機能をこれ以上低下させない」といったことも記しているため、これらを意識して河川環境の修復を図ることを補足したほうがよい。

→その点については十分に認識している。文言の修正については、検討したい。（河川管理者）

- ・「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。

→十分な記述内容とは言えないが、説明資料（第1稿）の全体を通して、意識している。例えば、5.1.2の「情報の共有と公開、住民との連携・協働」では、主に河川レンジャーに限定して書いているが、当然、住民団体やNGO、NPOとともに連携していきたいと考えている。（河川管理者）

- ・「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」という理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。

→意識はしているが、説明資料（第1稿）では明確には記述していない。モニタリングを行って、その結果をフィードバックしながら河川整備を進めていくという考え方は、「川が川を創る」ということを踏まえた考え方だと思っている。（河川管理者）

→従来の多自然型川づくりでは、年度内の予算を100%使い切って整備を行っていたが、今後は50~70%の予算で整備を行い、あとは自然の回復力に任せて、自然のタイムスケジュールで回復を行っていく必要がある。年度予算という縛りの中では難しいことかも知れないが、検討すべきだ。

→修復、回復を余り意識しすぎると箱庭的なかつての発想に戻ってしまいそうな気がする。従って、ダイナミックな自然を常に意識して整備をしていく必要があり、その延長線上に、少しだけ手を入れ、あとは自然に任せるという考えがある。

→手をつけるところと手をつけないところを分ける。手をつけるところでは、手をつけないところで起こっていることを注視しながら対策を行うことが重要だ。

- ・現在の河床は治水を重視した河床高であるが、これを基準として、砂や水の連続性の回復といった自然環境の修復を考えていくのか。

→例えば、現在の河川の横断形状では堅固な構造のものが多く、半永久的に形は変わらないため、手を加える必要がある。しかしその場合でも、全部人が行うのではな

- く、少し手を加えて、後は自然の成り行きに任せたいと考えている。(河川管理者)
- ・現在の河川は横断的にも縦断的にも分断されているが、今は今なりの自然環境が育っているところもある。河川環境を修復していく際には、現在育ちつつある河川の自然環境を「環境保全・回復」の名の下に新たに破壊することがないように考慮して頂きたい。
 - 今ある環境を新たな環境のために破壊してしまうことのないように意識はしている。
 - そのために、モニタリングとフィードバックを事業の実施前だけではなく、実施中、実施後にもやっていかなければならないと考えている。(河川管理者)
 - ・提言では「河川環境の保全・回復」となっているが説明資料(第1稿)では、「河川環境の修復」と記述されている。今ある環境を大事にすることとも考えると“保全・回復”の方が良いのでは。
 - ・人間は「川が川を創る」のを手助けするだけなので、「河川環境の保全・回復」ではないか。「修復」では主体が人間になってしまう。自然を“回復”する際には、住民と協働でやっていくという意識を持って欲しい。
 - ・説明資料(第1稿)の「4.2.1 河川整備の方針」には、「縦断方向においては、生物の遡上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新設を検討する」とある。これは、わざわざ、ダムや堰を新設する必要があるということなのか。
 - 仮に河川横断工作物を新設する場合には、生物の遡上や降下を考慮するという意味で記述した。(河川管理者)
 - 生物の遡上や降下のためには、河川横断工作物がないことが最も望ましい。現在の記述では、横断工作物の新設を推進していくように読める。修正すべきだろう。
 - ・ダムを計画する際に必要なこととして提言に記されている「自然環境への影響・改善策」が、説明資料(第1稿)では具体的に言及されていない。どのような影響があり、それをどのように改善していくのかを、明確にする必要がある。
 - ・時代や価値観が変化すれば、河川整備の理念もその場、その場で変化していく。やはり、人間から川を見るのではなく、川からの視点によって河川整備を行っていかなければならないのではないのか。説明資料(第1稿)には、砂や水の連続性の回復について記されているが、人から見た連続性なのか、それとも、川から見た連続性なのか、曖昧だ。
 - ・健全な水循環についても明確に記述していただきたい。具体的な河川整備の中に活かすのは非常に難しいかもしれないが、視点としては重要であるのでどこかで入れて欲しい。
 - ・提言が対象としている直轄河川以外についても何らかの言及が必要。例えば、琵琶湖に流入する河川には、滋賀県が管理する約20箇所のダムがあるが、これらの貯水量は丹生ダムと匹敵し、琵琶湖の治水、利水、環境に大きな影響を及ぼしている。直轄外の河川が持っている影響力をどのように考慮していくのか。検討する必要がある。
 - ・説明資料(第1稿)の4章、5章に記述されている内容について、これが載っていないのは何故か、このようなイメージでは良くない、このような書き方をして欲しいなどの具体的な内容について委員から意見を出して、それをリーダーの方でとりまとめて次回議論してはどうか。

* 総括（サブリーダー）

- ・まとめとしては、理念について「様々な主体の参画という理念が抜けている」「自然が自然をつくる、川が川をつくるという点が十分書かれていない」「生態系の構成要素と機能の保全と言う点が欠けている」などの他、「川から見てどうなのかという視点」「保全・回復と修復とは異なっていてその識別が欠けているのではないか」「環境の名において環境をつぶしている」「自然のタイムスケジュールで回復を目指すべき」「自然環境への影響・改善策について計画中のダムについて言及されていない」「直轄河川以外の問題についても、ある程度言及が必要ではないか」等の意見が出された。
- ・次回の自然環境班では、より論点を中心に具体的な意見を出して頂き、それらを集約して、次回の部会で議論する。（サブリーダー）

b. 水質班

リーダーより、資料 2-1「『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）』検討の論点について」の水質班の論点の部分について説明が行われ、意見交換が行われた。

リーダーからの説明

- ・資料 2-1、12 ページに主な論点を挙げた。基本スタンスの妥当性、論点や問題点に抜けないかどうか議論いただきたい。（リーダー）

論点について

- ・5 つ論点がある。1 つ目は、琵琶湖と淀川を分けて考えるということ。動いている水と止まっている水を分けて考えるべきである。2 つ目は、単なる科学的な指標だけでなく、密接に関わる生態系との関係も含めて広く捉えて考えること。3 つ目は、微量化学物質や病原性微生物など安全性の問題。4 つ目は、大阪湾からみた琵琶湖・淀川水系という視点。5 つ目は、底質を含めて水質を考えること。
- ・管理体制の具体論が必要ではないか。
- ・河川管理者にできること、できないことを具体的に議論するのはどうか。
河川管理者ができる範囲が説明資料（第 1 稿）の内容である。川の中の水質や底質の監視やモニタリングは主体的に進めることができるが、流域全体については、こちら側だけでは決められないという事実があるので、琵琶湖淀川水質管理協議会（仮称）を作って流域全体を考える場にしようとしている。（河川管理者）
- ・河川管理者が、水質の管理や監視を定常的にできるかどうか。これが河川整備計画に盛り込めるかどうかポイントになるだろう。（リーダー）

水質を考える視点について

- ・琵琶湖と河川を分けて考えるべき。動いている水と止まっている水を分けて考えて水質も考えるべきである。

- ・広い意味での水質を考える必要がある。従来の、フィジカル、ケミカルな水質、BODといった指標で測る水質だけでなく、プランクトンの異常増殖など生態系との関係も含めて水質を考える必要がある。
- ・大阪湾に与える影響も踏まえて琵琶湖・淀川水系を考えるという視点が必要。
- ・底質も含めて水質を考える必要がある。河川の停滞水域では、底質が水質に大きく影響している。琵琶湖では、表面の水質が改善傾向にある反面、底質環境が非常に悪化している問題がある。

水質管理・監視について

<管理のあり方>

- ・水質管理の目標をどこにおくかが問題である。これからの水質管理は、単に水質指標の項目さえ満たせばよいというのではない。考えなくてはいけない水質のイメージについてどこかで触れておく必要がある。
- ・管理の対象として、現時点での水質への影響は確認されていないが、将来的に影響を及ぼす可能性のあるものについても考えておく必要がある。
- ・微量有害化学物質や病原性微生物の問題を流域全体でどう考えるか。監視のあり方も含め河川管理者として新たな枠組みで考えていく必要があるだろう。
- ・全流域を管理するとなると、きめ細かい基準が必要だと思うが、今の管理体制はそれに対応していない。従来の毎月1回定点で測ったものを1年間平均で見るという方法では今後の管理はあり得ない。

河川の水質を管理・監視するには、公害の時代の管理レベルではなく、日・時間・分単位での危機管理も念頭に置いた管理が必要ではないか。既に淀川の両側に入っている光ファイバーの有効活用などが考えられるのでは。(リーダー)

- ・洪水時、濁水時にはダム統合管理所で水量を管理しているが、水質の管理にあたる平水時の管理はどこもされていない。平水時についても水系全体を見渡せる統合管理を考える必要がある。

平水時について、自然流況に近づける水位管理を「検討する」と記しているが、それが水質につながるという発想は抜けているかもしれない。(河川管理者)

- ・水質管理において、新しい仕組みを一から作り上げるには限界がある。すでにある琵琶湖淀川水系水質管理機構などをうまく取り込んで仕組みを作ることが重要である。
- ・管理・監視の中身を、水質汚濁の予測や予防といった観点にまで発展できればよいと思われる。

<監視について>

- ・この数十年で非常に進んだ開発や農業の変化など、流域での急激な社会変化が水質調査の地点に反映されていない。
- ・水質調査は地点のみではなく、24時間リアルタイムで監視するなど時間軸においても強化が必要である。その際には府県まで連携して流域全体で進めてほしい。

24時間管理については、水質の自動観測装置が既にあるのでこれを増やしていくと

いう方向性はある。しかし、水位ですら調査ポイントがまだ少ない実態があり、目指すべき方向とは考えるがすぐに全て実現することは難しい。(河川管理者)

- ・公害時代の水質基準から脱却せねばならない。BOD、CODなどの指標重視には疑問がある。自動測定装置についても、公害対策を念頭においたものとなっている。それでは環境管理はできない。(リーダー)
- ・これまでの河川行政においては、水質について、農業や水泳などの目的に応じた目安は持たれているが、強制力はなかった。

<住民との連携>

- ・ある物質に対する閾値は生物によって大きく異なるため、基準値は意味がなくなる。そういう意味で、川と密接に関わっている人々の意見を無視しないことが重要であり、早めの対策が可能となる。住民の声を重視した管理をお願いしたい。

住民の自発的な水質モニタリングは面源対策にとって重要である。今提案されている河川レンジャーも水質管理に大いに活用すべき。

<琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)について>

- ・提案されている琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)について、これまでの協議会を考えると、データを共有するが評価はしない組織になりやすいと気にしている。

説明資料(第1稿)で記している水質管理協議会については3つの柱がある。1つが、水質事故対策(短期)、2つ目はモニタリングや水質汚濁のメカニズム解明(中長期)、3つ目は住民参加である。(河川管理者)

これまでの組織と性格が異なるのであれば、その内容をもう少し詳しく記してもらいたい。

整備計画については、計画策定後も進捗をチェックする組織を置き監視頂く構造にしているので、この協議会についても、内容をチェック頂ければと思う。

水質の目標について

- ・「その川の魚が食べられる」水質に戻すということが一つの目標だと思う。非常に難しい問題だが、そこに向かって進めていくことが水質の一つの目標ではないか。
- ・水質については川の中だけでは解決しない問題が多いが、河川管理者にできることもある。例えば、ダムの建設や川から瀬や淵を無くして直線化したことは水質を悪化させた。このような部分に対しては、河川管理者にもできることがあるのではないか。

水質との因果関係については記していないが、瀬や淵の復元については、河川形状の項目に施策として記している。(河川管理者)

- ・すべてを一律の基準にする必要はなく、川や地域によって基準が変わってもよい。(リーダー)

* 総括(リーダー)

水質モニタリング、管理機能を充実させる必要がある

人の生命・健康をベースとした管理から、環境・生態系を考慮した管理への転換。

河川行政としてできる範囲のことを詰めておく。

大阪湾と淀川の水質汚濁の関連性、上流と下流の相互関係を把握する。

河川水の安全性確保の体制を考える。

住民の声を吸収できる仕組みづくりを考える。

河川管理者としての独自の水質基準をつくれないうかを検討する。その場合、地域ごとに基準を変えてもよい。

c . 利用班

リーダーより、資料 2-1「『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討の論点について」の利用班の論点の部分について説明が行われ、意見交換が行われた。

説明資料(第1稿)の項目、内容について

- ・提言に盛り込まれている水陸移行帯や漁業、砂利、諸権利の話が説明資料(第1稿)にないが、これらの件に対して河川管理者はどのように考えているのか。

漁業に関しては1項目設けるかどうかの議論が現在進行中である。砂利などについては記載するのは難しいと思うが、内容を整理中である。

利用班の検討範囲について

- ・河川区域の中だけでなく周辺の利用も含めて議論するかどうか、明確にすべき。自治体の総合計画の中には河川敷の利用も含まれており、利用を縮小するなら自治体の計画を改定してもらわなければならない。周辺の土地利用と非常に関係が深いので、河川区域だけで議論しても話は完結しない面があるが、どこまで議論すべきなのか。たとえば河川法では提内地についても保全区域の指定ができるので、保全区域の指定をして、そこについては一定の利用制限をする等も考え得ると思うが、保全区域に関しては説明資料(第1稿)には入っていない。

説明資料(第1稿)で述べられている「水面利用協議会」、「利用委員会」には自治体等も入って協議しなければならないのではないかと。

- ・利用の議論では高水敷のことばかりが話題になっているが、グラウンド等の利用が進んでいる猪名川では堤防の斜面でさえも自然を求める住民が利用できる大事な場所となっていることも考慮してほしい。

河川利用委員会(仮称)などの組織について

- ・説明資料(第1稿)で河川利用委員会(仮称)や水面利用協議会等利用をコントロールする組織について述べられているが、まず、このような組織を設置するのかということ、そしてその位置づけや名称について先に議論をまとめた方がよいのではないかと。
- ・「水面利用協議会」といっても水面以外の部分も問題になってくるはずであるから、水面利用という表現は適切か。
- ・「水面利用協議会」「河川利用委員会(仮称)」等を記述した趣旨は？

水上バイク等の淀川での利用により騒音等の苦情が出ていることから、その対策に

あたる淀川水面利用協議会を既に設置しているが、阪神大震災の経験から緊急物資の輸送に舟運が有効であるということで、今後の舟運について検討するにあたっても既存のこの協議会を活用することを考えている。これらは水面利用ということで整理させていただいている。また、高水敷の利用に関しては、基本的には縮小していく方向であるが、様々な立場の方の意見を聴き対立を調整する組織として河川利用委員会（仮称）の設置を考えている。（河川管理者）

河川に関わる自治体も含めて広く利用を考える協議会ということか。（リーダー）
説明資料（第1稿）では沿川自治体もあげているが、構成メンバーについてはまだ検討中であり、学識経験者や都道府県単位の大きな視野で考えられる方に入っただけ、地域住民は委員として参加ではなく案件ごとに意見を聴く場を設ける、等を考えている。（河川管理者）

これまで河川の利用は河川管理者に任されながらもその裁量でできることは少ないという実態があったのではないかと思うが、河川利用委員会等を設置するのであれば、様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにつき。また、それ以前に現行の法律を改正しなくてもいいような委員会の構成にしてほしい。

河川毎に委員会を設置するとグラウンド等に利用したいという意見が強くなるのではないか。上流から下流まで様々な価値観があると思うが、ここはだめだがここは可能であるなど全体を調整する委員会のような場が必要だ。全体を見通す委員を各河川の委員会に入れるということだが、全体の中でどう捉えていくのか。

基本的には提言の理念に沿ってグラウンド等の施設は縮小する方針で考えているが、実際には沿川の住民や自治体からの要望が強く、上流から下流まで一律でグラウンド等の施設を毎年 % ずつ縮小するというのは、現状を踏まえると少し乱暴ではないかと考えている。そこで、地元からの申請があった場合や現在許可している施設の更新時期がきたときに、利用委員会のような場で大局的に見てもらえる学識経験者の方々と申請者の意見を聴き、最終的には委員会ではなく、河川管理に対して責任がある河川管理者が判断する。一律の理念の議論ではなく、個々の事情に応じた議論になってくると思うので、水系全体で会議の場を持って議論にはならないと思う。地元のことをよく知っている人たちやその河川に造詣の深い方々が集まった意見交換でないとまずいのではないかと考えている。全体的な考え方は、整備計画をチェックする流域委員会のような場で議論していただきたい。（河川管理者）

提言では、高水敷の利用に関して、基本的にはグラウンド等をつくるのは望ましくないが、現実としてグラウンド等がたくさん整備されているので、今後のあり方は検討していくということを書いた。それに対する国土交通省の答えが、河川利用委員会（仮称）をつくって検討するということであり、提言の原理原則がこれで貫かれると思うので、問題ないと思う。

- ・水上バイクの問題は、河川管理者側がそのような利用を促進しうる状況をつくっていたからこそ起きてきた問題であり、利用者側だけの責任のように話すのはおかしい。管理

者側にビジョンが足りなかったために問題となったのであり、この河川敷利用に関して
もただ話を聴いて対応する、ではビジョンに欠ける。

流域委員会で現在つくっているものが、例えば河川の環境保全というビジョンになる
のではないかと。ただ、そのビジョンだけでは不十分であり、ビジョンにあった利
用かということを検討できるようなガイドラインが必要だ。例えば、調査に基づい
た貴重な生態系の資源目録をつくり、保全すべき地域をランク付け、それに基づい
て利用の可否を判断するようなガイドラインを作成することが考えられる。

これまで河川管理の側としては、グラウンド等の利用を促進してきた。その意味で、
今回提言を受けて方向転換をせまられており、葛藤を抱えながら進めている。今後、
河川利用委員会等で意見を聴いて個々の事例に対応していく中で、ガイドラインの
ようなものも出てくるかもしれないが、すぐには出てくるものではないと思う。進
めていく中で問題が出てくるかもしれないが、それはこの流域委員会のような組織
にフィードバックして、意見や指導を受けながら進めていきたい。(河川管理者)

- ・ 議論を聞いていると、今ある高水敷のグラウンド等は温存しながら縮小を考えているよ
うな矛盾を感じる。利用協議会などは、温存のためのもののように思える。国営河川公
園は都市公園であるということだが、縮小は可能なのか。

これまでは都市公園はグラウンドや芝生公園である、という考え方をしてきたが、
淀川河川公園として、水辺の自然公園的な河原の整備へと方向転換することは可能
である。提言ではグラウンドやゴルフ場について縮小すべきとは書いておらず、た
だ新規の整備は認めるべきでないとのみ述べられているのに対し、整備計画は一步
踏み込んで今あるものも縮小していくことを基本とするとしている。(河川管理者)

- ・ 自治体が出している意見収集等を見ると、提言と対立する意見が大半である。このよ
うに意見の食い違いが大きい場合、合意形成や社会的な理解を得ていく場としても協議会
のような組織は必要だ。

利用派の声が大きいためにその意見が多数派であるように思われがちであるが、ア
ンケート等を見ると実際にはむしろ自然保全派が多いことがわかる。声の大きい人
の意見だけが通らないよう、協議会等での適正な判断ができるようにすべき。

対立する住民の問題をどのような手法で解決するかということは、住民参加部会で
議論されている。住民参加部会の提言も参考にしてほしい。

本日話された利用委員会等に関し、具体的な人選や運営のあり方等を含め意見のあ
る委員の方は具体的な代替案があれば文書で提出してもらい、それをもとにまた議
論することにはどうか。

その他

- ・ 利用の申請というのは、個人でもできるのか。行政でなければならぬ等規定はあるの
か。

河川敷に関しては河川敷占用許可準則で申請主体について定められており、個人の
利用は認められていない。(河川管理者)

- ・利用を考える時、環境とともに安全性も忘れるべきではない。
- ・淀川の河川敷で遊んだ人からは料金を徴収し、それを上流の保全へ還元するような仕組みを考えていかなければいけない。
- ・整備計画（第1稿）を見ると、舟運については淀川ではある区域について実施となっているが、琵琶湖から大阪湾まで繋ぐくらいの夢がある部分をどこかに残して欲しい。舟運になるのか水遊びになるのかわからないが、営業用の船ではなく個人が例えばカヌー等で琵琶湖から大阪湾まで行けるようになると、人々にもより川に親しんでもらうことができる。

説明資料（第1稿）における舟運に対する考え方を次回の部会で説明したい。（河川管理者）

）全体での審議

各検討班のリーダーより各班での検討内容について報告がなされ、その後その内容についての意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

全体の内容について

- ・説明資料（第1稿）は「水辺移行帯」、提言では「水陸移行帯」という言葉が統一で使われている。混乱がないよう統一すべきではないか。

提言では、とりまとめの段階で「水陸移行帯」と表現する方が学問的に正しいのではないかという意見を受けて統一したと記憶している。説明資料（第1稿）のなかに「水辺移行帯」が「水陸移行帯」と同義である旨の注記を入れて頂ければいいのではないか。

- ・資料2-1にも記したが、提言と説明資料で同じ言葉を使っているにもかかわらずそのイメージがずれているのではないかという危惧がある。河川管理者に、例えばビオトープ、ワンド等の言葉について、どのような定義で使われているかを明確にして頂く必要がある。
- ・環境を維持するための水、流量というものをどのような基準で考えるのかが重要な論点であると考えている。川の砂が動くか動かないかという流量が一つの目安ではないかと個人的には考えている。

検討班でそれぞれ議論頂き、それを全体に持ち寄って議論したい。（部会長）

- ・最近では泡を消す薬剤を使って洗剤をつくっているため、琵琶湖の水は一見きれいになっているように見えるが、貝や水生昆虫は少なくなっていることを知った。水質を考える際に重要であるこのような情報を持ち寄って議論すべきだ。
- ・河川区域だけに目を注いだのでは上手くいかないのではないか。堤内地（河川の外）も含めた検討が必要ではないか。提言にも記しているが、説明資料にはあまり記載されていない。この辺りも検討をお願いしたい。
- ・例えば行政と住民が共有できる河川の保全方向の具体的な例として、河川条例等をつくっていくべきではないか。

各検討班の議論について

- ・水質班の議論について意見だが、水質に関して、説明資料(第1稿)では具体的な整備内容として、選択取水の実施や深層曝気の検討などが挙げられている。このような設備については、既に設置された事例の有効性について検証しておくべき。

本日の水質班では、基本的なスタンスについて議論したので、個々の具体策については触れていない。将来の具体策を出す場合には、効果の高いものから進めることになると考えられるため、その際には評価も入ってくるだろう。(リーダー)

- ・水質班の議論について質問だが、川の生態系が持っている浄化機能に関する議論はされたのか。

今日は具体論には入っていないので、そこまでの議論は行っていない。(リーダー)

進め方について

- ・検討班別の審議において、横の連携性が見えていない状態で議論が進められているように感じる。各検討班の横の連携性について、環境・利用部会で総合的な整合性をもたせる必要がある。例えば、河川利用委員会(仮称)へ利用の申請が出てきたときには、提言にある河川環境自然再生計画の観点とどうリンクするのかが見えない。

保全と利用とを分けて議論すると分化してしまう恐れがある。説明資料(第1稿)にある「利用委員会」も利用を推進するような感じがするので、「利用と保全に関する委員会」などに変更して、利用と保全の双方の関係者が入って調整する方向がよい。

(委員長)

利用班の審議の中で、利用委員会の審査の過程での住民参加のシステムについて議論になった。これは住民参加部会でも議論していたことだが、部会間の連携が無いために利用班では一から議論が進むことになる。横の調整が必要ではないか。

- ・環境と利水、治水との関係性を踏まえて議論を進める必要があるため、この部会として、他部会と情報を共有して新しい議論の場をいつ、どのようにつくるかを明確にした方がよいのではないか。
- ・ダムに関して、どのような考え方で進めていくのか考えておくべきではないか。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。